

基き学校長に報告し或は有益な提案をなし学校長は之を尊重しつゝ自らの責任と権威を以て学校の運営に当ること。

一〇 協議会はその研究協議した事項の中特に重要なものは文部省に上申する事。学校長は必要と認むる時は之を地方庁に進達すること。

一一 協議会は或は研究部門別に他の教育諸会の事業と結合し或は更に師範□□青年師範学校をはじめ各専門学校大学等の教職員研究室とも連繫してその目的を達成するやう努めること。

以上

(湘南中学校「マ司令部指令綴」(昭和二十年) 神奈川県立湘南高等学校蔵)

二二 復員軍人の教育職復帰又は採用等に関する件 通知

二二 高学収第四一―号

昭和二十一年七月二日

高座鎌倉地方事務所長

各国民学校校長
各青年学校校長

復員軍人の復職又は採用等に関する件

標記の件について聯合國最高司令部より別紙^(注)の通り指令がありま

したので御承知の上遺漏なく実施して下さい。尚この指令は昨年十一月一日附二〇秘収第一六〇一号(教育者中ヨリ本業トシテ陸海軍人タル経歴ヲ有スル者等整理ニ関スル件)及び本年一月十七日附二一教第四一―号(復員軍人ノ復職又ハ採用ニ関スル件)の通牒の一部が解除されたものでありますがその復職又は採用については審査をうけなければならない。該当者は五月七日附で公布された教職員資格審査の關係法令に基いて審査の上措置されるのであるから左記事項参照の上よろしく御取計ひ下さい。

記

一 教員は職の如何に拘らず凡て審査をうける。

昨年十一月一日附二〇秘収第一六〇一号及び本年一月十七日附二一教第四一―号通牒に依つて授業を保留されてある者及び復員軍人で新に教職につかうとする者は凡て他の一般教員の場合と同様五月七日附の教職員資格審査に関する規定の適用を受け同日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一号別表第二に掲げてある範圍に属する者は当然不適格者として教職につけないことにならる。それ以外の者は適格審査委員会の審査をうけ適格の制定があった場合には授業を担当することが出来又新に採用せられることが出来る。

二 教育関係官公吏等で本年五月七日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一号別表第三に掲げてある者は凡て審査をうける。昨年十一月一日附二〇秘収第一六〇一号及び本年一月七日附二二教第四一号通牒に依つて右職務に従事することを留保されてある者及び復員軍人で新に右職に就かうとする者も凡て一般教育関係官公吏と同様五月七日附教職員適格審査に関する規定を受け同日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一号別表第二に掲げてある範囲に属する者は当然不適格者として其の職に従事することは出来ない事になる。それ以外の者は適格審査委員会の審査をうけ適格の判定があつた場合にはその職に従事することができ又新に採用されることができ。右法令別表第三に掲げてある職以外の教育関係官公吏等は適格審査委員会の審査をうけないが適格審査に関する法令の趣旨に照し詮議し差支へなき場合に職務に従事することを留保されてある者は復職することが出来又新に採用されることが出来る。

三 官公私立学校の教職員の新規採用の場合は「便宜措置」として本年五月七日附閣令、文部省令、農林省令第一号別表第二の各項に該当しないと料せられる者に限り取敢へず任用し任用後其の教職の適格不適格を審査すればよい。但し復員軍人の教職につい

ては本年五月二十二日附の聯合國最高司令官覚書「復員軍人の教職従事に関する件」により必ず先づ審査を終了した後でない」と就職することは出来ない。

(大野青年学校「往復文書綴」(昭和四一二十一年)相模市立図書館蔵)

(注) 別紙省略。

一四三 教職員適格審査に関する件通知

二十二下学収第一二三号

昭和二十二年六月二十一日

足柄下地方事務所長(印)

中学校
小学校校長殿
青年学校

教員適格審査に関する件

今般改正規定による標記委員会が六月二十日に設置され今後の新規採用者を審査する事になつたので爾后便宜措置として未審査者を採用する事は認められないから必ず審査済の者を採用する様念のため通知する。

尚先般校長会に於て指示の通り爾今未審査のものを採用したる場合に責任者は嚴重なる処置をとられる事になつてゐるので遺憾のなき様留意されたい。

(西箱根青年学校「聯合軍関係書類」昭和二十一年) 箱根町役場蔵)

四三 昭和二十一年度母親学級開設要項

昭和二十一年度「母親学級」開設要項

一 趣 旨

一般婦人ヲシテ終戦ニ依リ今後多難ナルベキ国民生活ニ処スル主婦若クハ母親タルニ相応シキ人格並ニ教養ノ向上ニ努メシムルト共ニ家庭生活ノ科学化並ニ公民トシテノ識見ヲ高カラシムルヲ以テ本旨トス

二 開設場所及主催者

成ルベク国民学校ヲ中心ニ開設シ学校長又ハ関係婦人団体等ニ之ヲ主催セシムルコト 開設ニ当リテハ国民学校教職員中ノ適當ナル者ヲシテ常ニ指導ニ当ラシムルコト

三 期間及時間

昭和二十二年三月末日迄ノ間ニ於テ毎月一定ノ日時ヲ選ビ開設スルコト 但シ地方ノ実情ニ応ジ業閑期等ヲ利用スルコト

尚今回ハ近ク施行セラルベキ総選挙ニ対処シ本年中ニ我が国体ト民主々義、立憲政治ノ本義、選挙ノ意義等政治教育ニ資スル題目ヲ選ビ施行スルコト 時間ハ一学級概ネ一〇時間乃至二〇時間程度トスルコト

四 対 象

対象ハ一般婦人トシ一学級概ネ五〇名トスルコト

五 講師並講義内容

イ 講 師

学識経験者中ヨリ広ク本学級ノ目的達成ニ適當ト認メラル、者ヲ選ブコト

ロ 講義内容

人格ノ修養教養ノ向上ニ資スルモノ、子女教育ニ関スルモノ、家政家事科学ニ関スルモノ、公民的識見ノ涵養ニ関スルモノ、音楽体操映写会等趣味ニ関スルモノヲ適宜按配シ懇談会見学等有効ナル施設ヲ講ズルコト

六 開設上ノ注意事項

イ 開設ニ際シテハ関係諸団体ト緊密ナル連絡協力ヲ図ルコト

ロ 開設計画決定ノ上ハ別記様式(一)ニヨリ二月五日迄ニ本施設終了後ハ直チニ別記様式(二)ニヨリ県教育課社会教育係宛報告書ヲ提出スルコト

ハ 修了後ノ事後輔導ニ関シテハ適當ナル施設ヲ講ズル等適宜ノ措置ヲ講ズルコト

七 学級数及経費

イ 貴管下ニ於テ実施スベキ学級ハ二学級トス
 ロ 終了報告書ノ提出ヲ俟チ本学級ニ要セル経費ニ充ツルタメ一
 学級ニ付金五十四円ヲ交付ス
 ハ 尚右開設ノ経費ニ関シテハ開設者、主催団体、関係市町村ニ
 於テモ成ルベク之ヲ分担シ其ノ実情ニ応ジ多数開設シ且ソノ内
 容ノ充実ヲ図ルコト

別記様式(一)

昭和二十一年度「母親学級」開設予定報告書

主催者 (学校又ハ団体) 名
 主催責任者 職 氏 名

場所及会場	開催日時	講議題目	時間数	講師官職氏名	学級生数	経費概要	備考
其ノ他施設							

別記様式(二)

昭和二十年度「母親学級」実施報告書

主催者 (学校又ハ団体) 名
 主催責任者 職 氏 名

場所及会場	開催日時	講議題目	時間数	講師官職氏名	学級生数	経費	備考
其ノ他施設						謝金雑ビ計	

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

一四 昭和二十二年度母親学級開設要項

中学第一七〇号

昭和二十二年五月二十一日

中地方事務所長

市町村長 中学校長
 婦人会長 青年学校長
 女子青年団長 小学校長

昭和二十二年度婦人教養施設「母親学級」開設について

婦人教養施設としての「母親学級」が開設され関係者の格段の配意により施設の普及充実等見るべきものがあるが本年は特に新憲法の実施に伴ひ婦人の地位教養の画期的向上を図るべき新事態に対処して「母親学級」施設の方針、内容及運営方法等全般に亘つて新しい構想の下に之が刷新充実を期する必要がある。

就ては当管内に於て「母親学級」二十一学級を開設する様本県教育

第1章 政治改革

部長より通牒があつたので左記御参照の上関係各位の御協議により郷土の実情に即して自由活潑に創意工夫に満溢した学級の開設を進められ其の企画運営に遺憾なき様期せられ度い。

昭和二十二年「母親学級」開設要項

一 趣 旨

新憲法実施と内外の情勢の重大な変化により婦人の地位教養の画期的向上を図るべき現状に対処して「母親学級」を開設し民主主義理念に基く生活を通じ婦人教養の向上を期せんとする。

二 開催場所並に主催者

小学校、中学校、公民館等を中心に開設し学校長は関係婦人団体等に之を主催せしめているが公民館の設置されている町村ではその教養部の事業としてもこの学級を開催する様配慮し市町村民が自分の責任に於て自主的に施設を推進させて行く様を図ること。

三 期間及時間

昭和二十三年三月末日迄の間に於て毎月一定の日時を選んで継続的に開設することとし地域の実情に即して計画され度い。

四 対 象

対象は一般婦人として特に婦人会母親の会等の指導的地位にある者概ね五〇名位とする事がよいと思ふが地域の実情に即する様に

して婦人にも限ることなく町村内で教養を求める者があれば誰でも開放する様考慮せられ度い。

五 教養内容

1 新憲法精神の普及徹底並に生活化及遵法精神の涵養に関するもの

2 民主主義の解明に関するもの

3 公民的識見の涵養に関するもの

4 科学思想、文学、芸術及宗教等文化の諸領域に関するもの

5 家庭生活並に職業の合理化に関するもの

6 家庭教育並に純潔教育に関するもの

7 保健、衛生及体育に関するもの

8 其の他趣味、娯楽に関するもの

地方の実情に即して適宜按配し且つ懇談実習及見学等の方法によつて成るべく具体的に取扱ふこと。

六 講 師

各関係官庁団体と連絡をとり学識経験ある者を広く求め本学級の目的達成に適當と認めらるゝ者を選ぶ。

七 開設上の注意

イ 開設に際しては関係諸団体と緊密なる連絡協力を図ること。

ロ 開設計画決定の上は別記様式(一)により六月五日正后迄、本施設終了後は直に別記様式(二)により当所学務課宛三通報告書を出すこと。

ハ 修了後の事後輔導に関しては適當なる施設を講ずる等適宜に措置を講ずること。

八 学級数及経費

イ 当所内に於て実施すべき学級は二十一学級〔別表の通〕とする。

ロ 終りに報告書の提出を待ち本学級に要する費用に充つる為一学級に一〇〇円を交付する。

模範母親学級には三〇〇円とする。

ハ 尚右開設の経費に関しては開設者、主催団体、関係市町村に於ても成るべく予算を計上し其の実情に応じ多数開設して内容の充実を図ることとする。

別記様式(一)

昭和二十二年度母親学級開設予定報告書

主 催 者 (学校又は団体) 名
主 催 責任者 職 氏 名

場所及会場	開催日時	講義題目	時間数	講師官 職氏名	学級 生数	経費 概算	備考
其他関係施設							

別記様式(二)

昭和二十二年度母親学級実施報告書

主 催 者 (学校又は団体) 名
主 催 責任者 職 氏 名

場所及会場	開催 日時	講義 題目	時間 数	講師 官 氏名	学級 生数	経 費 計	備 考
其他関係施設							

〔平塚市立第二青年学校〔往復文書級〕昭和二十二年〕平塚市教育研究所蔵
〔注〕別表省略。

二五 公民啓発運動に関する青年常会開催の件

通牒

二十一教第一一四号

昭和二十一年二月六日

教育民生部長

地方事務所長
市町村長殿

公民啓発運動ノ一環タル青年常会ノ開催ニ関スル件

来ルベキ総選挙ニ当リ曩ニ部落別「公民の集ひ」ヲ開催セシムルヤウ指示致シ置キタル処更ニ部落会ノ特種形態トシテ青年層ヲ主体トスル政治討論会ノ如キモノヲ開催シ自主的ニ青年層ニ於ケル政治的関心ヲ昂揚セシメ度ニ就テハ之方成果ヲ期スル為格段ノ配意相成度此段依命通牒候

追而各学校長既設青年団体長等ニ対シテハ貴職ヨリ本趣旨ヲ徹底セシメ其ノ努力ヲ要請セラレ度

尚青年公論会ノ開催等ニ関シテハ別紙要領ヲ参考トセラレ度

〔別紙〕

「青年公論会」(青年常会)の開き方

一 民主主義の政治は国民個人の自由な意思を尊重することを第一義とし真に国民の総意によつて政治が行はれることを本旨とする。われわれは日常自分で政治上の問題其他生活全般について深く考へ研究し又他人の意見を聴き之を批判すると共に自ら自分の意見をも発表して他人の批判を求むる習慣と実力とを養ふことが必要である。特に将来の新日本を背負ふべき青年諸君は其の純情

と良心と熱意とを以て民主主義的な日本甦生の礎石となつていたゞかねばならない。この要領は青年諸君が各々其の属するグループ(青年団、女子青年団或は青年を母胎とする読書会、修養会、文化会等の青年文化団体)に於て「青年公論会」といつたやうな集りを開く場合の参考のために示すものである。

二 会は大體五十人位を単位として集るのが適當で連合討論会等の場合は其れ以上となつても差支へない。この会には団員以外の市町村の主だつた人々或は一般の人々にオブザーバーとして加つて貰ふのもよく又団員の間に尊敬の的となつてゐる人に参加して貰つて指導して貰ふのもよい。

三 会の開催にあつては大體次のやうな点に留意して青年特有の熱が会場全体に漲り活氣横溢したものにせねばならぬ。

1 お互に新日本の使命について正しい認識を持ち青年の熱意と創意とを以て新日本を建設せんとする機運を盛にすること。

2 自己の周囲にあるいろいろの問題について研究調査の眼を開き生活と政治とのつながりをよく諒解して良心と自覚とを以て総選挙に臨む氣概を作ること。

3 自分の判断で物を考へ自分で考へたことを他人に発表する習慣を養ふと共に又他人の言ふことを尊重して他人の言葉から自

己の立場を反省するやうな癖をつけること。
 四 会の運営にあつて特に注意すべき点は大體次のやうな諸点である。

1 あらかじめ当面の重要な問題の二、三を選んで討論の議題として適宜に意見のあるものから発言して充分にその意を尽させその後之等の意見に関連させて出来るだけ多くの団員に意見を發表させるやうにし參会者の全部が討論に直接関係あることを卒直に且つ簡明に述べて問題の解決に貢献し合ふやうにすることが大切である。

2 討論にあつてはなるべく觀念を弄ぶやうな抽象的論議でなく努めて其の地方に於ける具体的問題を例に引いてこれ等の正しい解決のためには如何なる政治が行はれ又地方民としてどんな心構と協力ががなされねばならぬかを中心にして論議をすゝめることが必要である。

3 討論の指導にあつては司会者が自分の持つ意見を独断的に参加者に押しつけることを避け参加者と共に考へ共に論ずるといつた雰圍氣を作ることが必要であつて特に故意に討論にケチをつけたり討論中全然沈黙したり或は枝葉に亘つてあげ脚をとつたりするものないやうに努め全員が討論に参加する様な形

で会を進めることが大切である。

4 選挙の問題については選挙運動と混淆されるやうなことのないやう討論中特定の政党又は候補者を支持し又は排斥するやうな印象を与へぬやうに注意せねばならぬ。

5 会の指導にあつては出来る限り参考となるやうな小冊子等を配布又は回覧するとかして団員の関心を高め自分の意見を整理して会に臨むやうにすることも一方法である。

五 討論に上ざるべき議題としては次のやうな問題が考へられる。

1 選挙に於ては政見本位で選ぶべきか、人物本位で選ぶべきか
 2 選挙は国民の権利なりや、義務なりや

3 理想選挙を実施する為の具体的方策如何

4 新日本建設のための青年の任務如何

5 国民の政治的関心を高める為の具体的方策如何

6 理想郷土を築く為にわれわれは何を為すべきか

六 会を終るに當つては団員以外に参加した主なる町村指導者又は団と関係の深い人の批評を求め或は之に関する一応の結論を聞かせて貰ふことが必要であらう。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

一六 総選挙に関する公民啓発運動実施の件通牒

二〇教第八五〇号

昭和二十一年一月十一日

内政部長(印)

地方事務所長
市町村長殿

総選挙ニ対処スベキ公民啓発運動実施ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ客月十五日附同号ヲ以テ通牒致置候処貴管下ニ於テハ夫々右運動ノ展開ニ銳意御努力中ノコト、思料セラル、モ今般総選挙期日ノ延期ニ伴ヒ該運動ニ期間的余猶ヲ生ジタルヲ以テ此際一層ノ努力ヲ傾倒シテニ各部落会町内会ニ於ケル公民ノ集ヒノ開催方ヲ強力ニ取進メラレ以テ目的達成ニ一段ノ御配意相成度此段及通牒候

追而曩ニ配布致候紙芝居幻燈フィルム等ハ此際機ヲ逸セズ充分利用スルヤウ御配意相成度為念申添候

尚期間終了後ハ左記ニ依リ直チニ管内ニ於ケル実施状況報告相成度

記

公民の集ひ	啓発講習会	啓発講演会	協議懇談会	紙芝居映画幻燈
回	回	回	回	回

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

一七 公民館設置運営の件通知

昭和二十一年八月十六日

高座鎌倉地方事務所長(印)

各市町村長殿

公民館の設置運営について

現下の国情を打解し新日本再建を図るためには国民の教養を高め道徳的知識並政治的水準を引上げつゝ町村自治体に民主々義の實際訓練を与へ科学思想の普及と平和産業の振興の基を築かねばならぬ。此の要請に応ずる為に郷土図書館公会堂町村民集会所等の設置計画が進捗し其の実現を見つゝあるもの少くない事はまことに欣ばしい事である。今般文部省に於ても此の種の計画があり町村公民館の設置を奨励してゐるので別紙^[注]に基いて郷土の実情に即応した自律的創意的な公民館の設置について指導奨励を加へられたし。

(大野青年学校「往復文書綴」(昭和四十二年)相模原市立図書館蔵)

[注] 別紙省略。

一四六 社会教育関係事項情況調査に関する件通知

昭和二十二年四月十四日

横須賀市教育部長

各小学校長殿

社会教育関係事項情況調査ニ関スル件

社会教育ノ重要性ニ鑑ミ各般ノ施設運営上向上発展ニ努力セラレ其ノ効果ヲ挙げラレツ、存ジマス 事務多端ノ折柄ナレド昭和二十一年度中ノ婦人教養「母親学級」、青年団、少年団、少年教化事業ノ情況承知致シ度左記、別紙様式ニ依リ四月三十日迄ニ社教水島宛報告セラレタシ

尚校下各青年団ノ報告ハ御手数ナガラ当校係員ニ於テ一括報告方相煩ハシタシ

様式一

昭和二十一年度婦人教養「母親学級」実施報告

主催者 (校名)

主催責任者

印

様式二

昭和二十一年度少年団々勢情況報告 (校名)

	場所開催日時	講義題目	時数	講師名	官	学級	生数	謝礼	雑費	計	備考

様式三

少年教化事業情況ニ関スル報告

様式ハ随意

(沙入国民学校「往復文書綴」(昭和二十二年)横須賀市立教育研究所蔵)

一四九 連合軍の教育関係等指令の徹底に関する件

通知(一―二)

(一)

二十一教第三三号

昭和二十一年一月十一日

内政部長

横濱須賀川崎市長
地方事務所長

聯合軍最高司令部ヨリ発スル指令ノ徹底方ニ関スル件

聯合軍最高司令部ヨリ発スル指令並ニ之ニ基ク具体的措置ニ関シテハ夫々御配意相成居ルコト、存スルモ往々其ノ趣旨徹底不充分ノ為現地進駐軍部隊ノ調査等ニ際シ指令内容ノ不知等ノ理由ニ依ル指令違反ノ事例尠カラズ向後指令部ニ於テ指令伝達ノ責任ヲ明確ナラシメントスル意向モ有之今後左記方法ニ依リ確實徹底セシメ洩レナク遵守セシムル様格段ノ御配意相成度此段依命及通牒候 尚既往ノ指令徹底方ニ関シテモ同様御取計相成度申添フ

記

第1章 政治改革

- 一 当庁ヨリ送付セル聯合軍最高司令部ヨリ発シタル指令写ヲ受領セル場合ハ其ノ受領月日ヲ別記様式ニヨリ回報スルコト
- 二 指令ノ内容ヲ管下各関係者全員ニ熟知セシムル様措置スルコト 指令ノ各条項並ニ其ノ精神ヲ遵守スルコトガ各官各個人ノ責任トセラレアル場合ニアリテハ特ニ留意スルコト
- 三 管下各学校団体等ニ移牒ノ場合ハ学校校長又ハ団体ノ責任者ヨリ

関係職員全部ニ洩レナク徹底方措置スル如ク注意セラレタキコト
四 前項ノ移牒受領ニ際シテハ学校校長又ハ団体ノ責任者ヨリ受領月日ヲ回報セシムルコト

別記様式

指令件名	受領年月日
地方事務所 市、学校団体	氏名
	印

(二)

二十一高学収第五七九号

昭和二十一年十月二十四日

高座鎌倉地方事務所長

各国民学校校長
青年学校校長

聯合軍関係指令徹底に関する件

標記の件に関しては昭和二十一年四月十七日付通牒したが今回更に聯合軍より左記の如き指令が来ましたので周知の上方遺憾なきを期せられたい。

記

文部省発行新教育指針附録マツカーサー司令部発教育関係指令参照の上

- 1 日本教育制度の管理についての指令
- 2 教育関係者の資格についての指令
- 3 国家神道についての指令
- 4 修身科国史科地理科についての指令

は常時見易き掲示板に通牒の写しを貼布し置くこと並に他の聯合軍関係通牒は少くとも二週間貼布熟読せしめ後別に一括して置くやうにすること。右四通牒に準ずるものは今後其の都度通知する。各職員の見印についても嚴重実施せられたい。

(大野村役場「最高司令部指令綴」(昭和二十一年)相模原市立図書館蔵)

150 国民学校後期用図書中の削除修正箇所徹

底の件通牒

二一高学収第二六号

昭和二十一年三月十一日 高座鎌倉地方事務所長 学校長宛

国民学校後期用図書中の削除修正箇所件

現行教科書ノ取扱ヒ方ニ関シテハ曩ニ通牒ノ次第二依リ図書中終戦ニ伴ヒ不適當トナリタル教材ニハ削除修正ヲ施シ使用セシメ居ルコ

ト、存候処今般文部省ヨリ後期用使用国語(初等科第一学年乃至高等科第一学年用)及算数(初等科第三学年乃至第六学年用)図書中ノ削除修正箇所ニ付キ別表^(註)ノ通り聯合国軍最高司令部ノ承認ヲ得決定致シタル旨ヲ以テ通牒有之候条削除修正洩レ有之ハ別表ニ依リ必ず削除修正セシメタル上使用セシメラレ度此段及通牒候

追而左記事項附記アリタルニ付予メ御了知相成度参考迄ニ申添候
一 教師用指導書ノ発行供給ノ件

今般師範学校及青年師範学校教員生徒並ニ中等学校青年学校及国民学校教員ニ対シ我方国ガ現在直面セル諸問題ヲ理解セシメ新事態ニ即応スル教育ノ根本方針ヲ示スト共ニ修身国史及地理ノ授業停止期間即チ之等三科目ノ新教科書出来迄ノ代行課程トシテ生徒児童ニ教授スベキ教材並ニ其ノ取扱ヒ方法ノ指示ヲ目的トセル教師用指導書ヲ発行供給スベク目下作成中ナリ

尚右ハ印刷ノ上前記各学校ニ供給ノ予定ナルモ原稿出来ノ上ハラ
ジオ放送及新聞雜誌等ニ転載シ之ガ普及徹底ノ迅速化ヲ期スル予
定ナリ

二 昭和二十一年度使用教科書ノ件

終戦後ノ新事態ニ即応スベキ各学校用新教科書ニ関シテハ本年中新編纂ノ上明二十二年度ヨリ之ヲ使用セシムル予定ヲ以テ目下

之が準備中ナリ

尚本年四月ヨリ使用セシムベキ教科書ニ付テハ取敢ヘズ暫定教科書ヲ編輯シ之ヲ発行供給スルコトニシ目下之ガ進行過程ヲ極力促進シツツアリ

(聯合國軍關係通牒綴第十六号)(昭和二十一年)久保田昌孝氏旧藏 相模原市立図書館蔵)

二五 教科用図書使用に関する注意の件通牒

二一高学収第三四三号(二一・五・三〇) 地方事務所長 学校長宛
教科用図書の使用について

此度文部省教科書局長より標記のことについて通牒がありましたから左記事項充分徹底方御願ひします。

記

第1章 政治改革

昭和二十一年度で使用する教科用図書については通牒済ですから御了知のことと思ひますが教科用図書は聯合國軍総司令部の検閲承認を経て印刷発行されたものに限られるので本年三月迄使用されたものは勿論のこと他の印刷物(謄写刷でも)の使用は一切許されないのですから誤りのないやう念の為に更に御注意します。従つて前回の通牒で国民学校の芸能科図画及工作は「既に発行供給せられ児童所持の図書に付便宜削除訂正(其の箇所は追て文部省より指示)を

厳密に施したるものゝ使用は認めらるゝものとす」とありましたが之は取り消します。

聯合國軍総司令部の検閲承認を経た図書には奥付に左の様に附記してあります。

「Approved by Ministry of Education (Late—)」

尚発行中止の予定の中等学校音楽教科書は発行供給することになりましたから御了知下さい。

又修身国史及地理授業再開に至るまでの代行教育計画として編纂中の「新教育方針」の前編第一分冊は近く発行され各発行会社より学校宛五月下旬頃までに供給される見込であります。

(聯合國軍關係通牒綴第十六号)(昭和二十一年)久保田昌孝氏旧藏 相模原市立図書館蔵)

二五 国民学校青年学校中等学校師範学校青年

師範学校用旧教科書の使用禁止の件通知

中学第九三号

昭和二十一年八月二十六日

中地方事務所長

国民学校校長
青年学校校長

国民学校青年学校中等学校師範学校青年師範学校に於て使用する旧教科用図書の使用禁止について

標記各学校に於て使用する旧教科用図書の使用禁止に關し本月七日附二十一教第一、一二号教育民生部長通牒があつて旧教科書の使用は八月一日以降一切禁止されることになりましたから左記事項周知の上其の徹底に遺憾のない様にせられたい。

記

一 昭和二十一年六月十九日附二十一教第六六二号通牒第一項及び第二項によつて文部省において聯合國軍總司令部の許可を得て発行した国定又は検定教科書が届くまでは従前の教科書に所要の削除訂正を施したものゝ使用が許され又用紙其の他の事情によつて発行をしない図書についても何分の指示がある迄は所要の削除訂正を施した従前の教科書を当分使用して差支なかつたのであるが之等は八月一日以降嚴重に禁止され旧教科書は如何なる事情であっても一切使用し得ないこと

但し実業学校の実業学科目教科書及び師範学校の器楽の教科書に限り追て何分の指示ある迄は従前の通り取扱つてよろしい。

二 地理の授業については本年七月二十日附二一教九〇〇号通牒に基き実施上遺憾のない様にすること。

修身及び国史については現在尚授業が禁止されてゐる事を念の為申添る。

三 本年六月十五日附二十一教第六六二号通牒の第四項及び第五項については従前の通りであるから実施上遺憾のない様に留意すること。

(神田村立神田小学校「指令綴」(昭和二十年) 平塚市教育研究所蔵)

三三 師範学校 中等学校教科書中発行供給中止

図書取扱の件要項

二十一教第二〇三六号

昭和二十一年九月六日

教育民生部長

各中等学校長殿

師範学校 中等学校教科書中発行供給中止図書の件

本年四月二十日附二一教第四四七号新学期授業実施について通牒致しましたが本年度使用教科用図書の発行供給計画要領中標記の件については別紙教科々目取扱要項に基き授業に十分留意の上指導に遺憾のない様御配慮煩はしたく通牒致します。

(別紙の分)

○中等書道

(一) 書写―字句を国語教科書の教材等に取り、書体や太字、細

字、仮名、漢字の振りあひ等は従来の教科書にならつて毛筆もしくは硬筆を用ひ練習させるがよい。この際特に行草のくづし方について誤りなき示範を期せられたい。

(二) 鑑賞—軍国主義や極端なる国家主義的思想の鼓吹、或は一宗一派の宗教に涉る等、教育上好ましからぬ影響を与へる懸念のない材料で各学校備付のもの又は教師所持のものがあれば、それを利用して実施してよい。但し教科書のやうに生徒に持たせてそれに依つて授業することは許されない。

○中等工業

教授要目に依り特に次の点に留意して教授せられたい。

(一) 我が国工業の歴史的発展を概観してその特質を明かにすること。

(二) 戦後の我が国工業の実状を述べその使命の重大なることを自覚させること。

(三) 実習を重んじ随時見学をなし技術を習得させると共に働く人々の心構へを学ばせるやう指導すること。

(四) 地方に於ける産業の実状に即して適切なる指導をなし研究的態度を養成すること。

(五) 各工業相互間及び工業と他の産業との関係、地理、交通そ

の他の事情との有機的関聯を明かにし各工業を羅列的にではなく、総合的に教授指導すること。

(六) 他教科殊に理数科との関聯を密にし適切に指導せられたい。

(七) 航空機工業その他軍事工業には絶対に触れぬやう注意せられたい。

○中等英習字

英習字一のみ発行し二、三は発行を中止した。

(一) 英習字の時間を設けてもよいし、読本の時間を割いてもよし、或は家庭における課題としてもよし。

(二) 既習教材中重要な語句文章、長い文章及び数字符号を含む文章等を練習させるがよい。

(三) 有野の用紙ばかりでなく、無野の用紙も用ひて正しく早く練習をさせるがよい。

(四) 練習した語句、文章の発音、読方、意味、語法をよく覚えさせなければならない。

○中等英文法

単独のものを発行せず、読本巻二、三、四の巻末にそれぞれ附録とした。

(一) 生徒の学力、読本の進度等により英文法の時間を設けてもよいし読本の時間を割いてもよいし家庭に於ける課題としてよい。

(二) 読本巻二、三、四の附録「文法」に掲げた各項目について既習の教材から帰納せしめるのもよいし更に読本の研究によつて文法の項目を増補してもよい。

(三) 国文法と比較した方が英文法の理解を助けると思はれる事項には国文法の知識を活用するがよい。

(湖南中学校「マ司令部指令綴」昭和二十年)神奈川県立湘南高等学校蔵)

一五 修身 国史 地理教科用図書の回収に関する

件通知

昭和二十一年三月四日

足柄下地方事務所長

国民学校長
青年学校長
中等学校長

修身、国史、地理教科用図書の回収ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ予メ指示致シ置キタル処ニシテ既ニ夫々御用意ノトコロト存ゼラレ候モ今般別記ノ通り実施要項決定相成候条之ニ

基キ确实ナル完遂ヲ期セラルル様格段ノ御配意相煩シ度候也

追而右ハ聯合軍ヨリノ指令ニ基ク件ナルニツキ万遺憾ナキヲ期セラルルト共二期日ノ遵守相願度為念申添候

記

修身、国史及地理教科用図書の回収要項

一 回収スベキ教科用図書(以下単ニ図書ト称ス)

次ニ列挙スル生徒児童用教科書及教師用書(編纂趣意書、指導書及掛図ヲ含ム)

(一) 国民学校教科用図書

(イ) ヨイコドモ 上下 初等科修身一、二、三、四

高等科修身一 男子用 高等科修身二 男子用

高等科修身一 女子用

(ロ) 初等科国史上、下 高等科国史上、下

(ハ) 初等科地理上、下 初等科地理附図上、下

高等科地理上、下

(二) 青年学校教科用図書

青年修身公民書 普通科 上巻下巻

青年修身公民書 本科五年制用 巻一、二、三、四、五

青年修身公民書 本科四年制用 巻一、二、三、四

青年修身公民書 本科女子三年制用 卷一、二、三

(三) 中等学校教科用図書

(イ) 中等修身男女用一、二、三 中等修身女子用一、二、三

修身(検定本) 一

(ロ) 中等歴史二、三 歴史皇国篇(検定本)

(ハ) 中等地理一、二、三、四 地理国土国勢篇(検定本)

新選大地図(検定本) 日本編、外国編

(四) 右ノ外

(イ) 該当科目ニ於ケル旧教科書ヲ参考用ニ使用中ノモノアル

場合ハ其ノ図書モ含ム

(ロ) 右教科用図書ガ在校生ノ家庭ニ一冊モ残ラザル様回収ス

ベキコト

二 回収要項

(一) 回収方法

(イ) 本件ハ聯合軍総指令部ノ指令ニ基キ文部省ニ於テ該当図

書ヲ回収シ之ヲ製紙資源トシテノ活用ニ資スル為実施スル

モノトス

(ロ) 各地方事務所及横浜横須賀川崎ノ三市ハ其ノ管内所在ノ

各学校(前記教科用図書ヲ現ニ使用中ノ官公私立ノ学校教

育機関ヲ含ム以下同ジ)ニ於ケル図書回収(学校教職員児

童ヨリノ回収以下同ジ)ノ絶対責ニ任ズルモノナルニツキ

承知アリタシ

(イ) 日本故紙統制組合ノ係員左記日程ニテ受取ニ出頭致スコ

トト相成ニツキ各学校毎ニ集積場所ニ輸送スルトトモニ別

紙様式ニヨル報告書ヲ提出スベシ(二通引渡ノ際持参シ地

方事務所立会人ニ手渡スベシ)

(二) 集積場所及日時

足柄上郡 三月八日 松田町国民学校

受取人
萩原為吉

足柄下郡 三月七日 小田原市万年町萩原為吉方 右同

(ロ) 引渡ノ際ハ地方事務所員立会フニツキ勝手引渡ラセザル

ヤウ願度シ

(三) 回収ニ関スル費用

学校教職員及生徒児童ヨリノ図書ノ回収ハ無償トス(学校教

職員及生徒児童ヨリ無償ヲ以テ国ニ提出セシムベキ旨別途省

令公布アル見込)

集積所迄ノ費用ハ各学校負担トス

(四) 報告書ノ提出

提出スベキ報告書ハ必ず図書各巻別ノ冊数、重量ヲ誤リナク

記載シ輸送ノ方法等モ明記スルコト

様式(例)

回収図書報告書

校名

書名	ヨイコドモ ヨイコドモ 初等科修身	編次	上 下	冊数		重量kg		集積場所		輸送法 料金其他 参考事項
----	-------------------------	----	-----	----	--	------	--	------	--	---------------------

(西箱根青年学校「聯合軍関係書類」昭和二十一年)箱根町役場蔵)

一五 国史の授業再開に関する注意の件通知

昭和二十一年十一月二日

足柄下地方事務所長(印)

国民学校校長
青年学校長殿

国史の授業の再開につて

聯合國軍最高司令部から授業再開の許可があつたから左記事項に御留意の上其の実施に遺憾のない様に取計られたい。

記

一 授業の再開は文部省に於て編纂し聯合國軍最高司令部の認可し

た教科書を使用することを条件とするものであること。

前項の教科書は国民学校用「くへのあゆみ」上下、中等学校用「日本の歴史」上下及師範学校用「日本歴史」上下であつて、その中国民学校用教科書は既に製造を終り輸送中であるが、其の他は多少おくれる見込である。授業はすべて之等の教科書が到達した時から再開すること。

二 国民学校用図書の上巻は初等科第五学年及高等科第一学年に下巻は初等科第六学年及高等科第二学年に於て使用せしめること。

但し高等科に於ては児童の心理的、社会的諸事情を考慮して適切な指導を行ふこと。

三 青年学校に於ては教師に於て国民学校用又は中等学校用の教科書を使用し適宜授業を行ふこと。所要の冊数は学校から取次供給所を通じて至急各発行会社に申込むこと。

四 授業は本年度中に一応終了する予定を以て時間配当を計画すること。

五 授業の指導要旨については追つて詳細に通牒すべき筈のこと。
六 修身の授業の停止に付ては前の通牒に依り諒承されたいこと。

受命書

件	
受領年月日 十一月七日	受命責任者氏名印 国見忠保印
名	(西箱根青年学校「聯合軍閥係書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

一五六 国史授業指導要項

中学第一三三二号

昭和二十一年十一月二十七日

中地方事務所長

国民学校校長
青年学校校長殿

国史授業指導要項について

国史の授業再開については去る十一月六日附中学第一二二一号を以て通知したが同通牒第五項に示した指導要旨は別紙の通りにつき右により教授せしめられたき旨本県教育民生部長より通牒があつたので御了知願ひたい。

尚「くにのあゆみ」上下の訂誤表を添付したから誤植の箇所を訂正して使用せしめられたい。

記

国史授業指導要項

第一 新国史教育の方針

正しい国史の教材を通じて歴史的事象に対する思考力と判断力とを養ひ以てわが国家及び社会の発展を総合的に且つ批判的に理解せしめると共に新日本建設に対する自覚と実践を培ふ。

第二 新教科書編纂の趣旨(授業全般について留意すべき点)

1 軍国主義、極端な国家主義、国家神道の宣伝並に排外的思想を助長する教材を排除する。

2 公正な立場からあくまで真理を追求する科学的態度を以て歴史の発展を総合的に把握させ併せて正しい伝統の理解につとめさせる。

3 単なる治乱興亡の跡をたどり政権争奪の歴史に偏することなく国民生活の具体的展開の様相を社会経済文化の各方面より明かにする。

4 独断偏狭の史観に陥ることなく世界史的立場に立ち国際観善、共存共栄、文化の交流、互恵の史実を挙げ以て世界平和の増進並に人類文化の進展に寄与せしめる。

第三 教材の取扱上特に留意すべき点

1 古代及び上代史 この時代に関しては最近種々の議論が行はれてゐるが、教授者に於ては常に冷静な批判的態度を持ち

絶えず学界の成果に留意して授業の内容を深めながらも極端な見解に走らない様に注意する。

(1) 神話・伝説 神話伝説は古代民族の理想を表明するものであり、且つそれが後世に与へた影響も少くない。しかしながら神話伝説はあくまで神話伝説として歴史的事実と混同しないことが必要である。故に教科書に於てはこれを記さない。

(2) 日本民族の由来 従来の神秘的取扱を排するが、その生成、渡来の経緯等に関してはなほ定説化してゐないので断定は差控へる。

(3) 日本国家の起源 従来古代史の叙述は記紀を中心として行はれて来たが、その最初の記述には神話的要素が多分に含まれてゐる。よつて今後は考古学、社会学その他の研究成果や大陸方面の文献等を参照し学問的に客観的史実と認められる場合に限つてこれを授ける。

(4) 日本文化の始源 徒らに考古学的な資料を羅列することなく外来文化との関係を明らかにし且つ農耕文化の渡来に伴ふ社会組織の変化等に注意し文化統一の経過を説明する。

(5) 摂関政治 摂関政治を政治史上の一現象として冷静に理解させその社会及び文化に及ぼした影響を説明する。

2 中世史及び近世史

この間の武家政治についてはその成立するに至つた社会的歴史的事情を明かにして封建社会の実態を批判的に説明し併せて現代に及ぼした影響を適切に考慮する。

(1) 建武中興 社会の動きからこれを取りあげ両統迭立の問題もありのまゝに説明する。

(2) 戦争・人物 従来戦争史的叙述が詳密を極めいはゆる英雄中心主義に陥る傾向があつた。かゝる態度を排除して一般社会及び国民生活との関係においてこれを扱ふと共に社会の進歩発展に寄与した人々の功績を充分に考慮してこれを郷土史とも結びつけて取り上げる。

(3) 社会経済史的事象 従来顧みられなかつた農民の生活や商工業都市の発達、庶民文化の向上等の史実にも注意を払ひ現在との関聯を明らかにする。

3 現代史

新社会の建設は現代史の正しい理解に基いて行はねばならない。この意味に於て現代史を一層重視する必要がある。殊

に現代社会の理解に重要な関聯をもつ資本主義や立憲政治の發達、科学の進歩等の史実を明らかにする。

第四 編纂形式上の特色

1 題名

(1) 外交問題 維新前後から欧米諸国との交渉は漸く繁くなり、従つて世界情勢の推移がわが国に及ぼした影響は大きい。故にこの間の説明はどこまでも歴史的事実に基いて正しく取扱ひ且つ国際親善の立場に立つて従らに排外的とならない様に留意する。

○初等科五年用「くにのあゆみ」上
○初等科六年用「くにのあゆみ」下
歴史といふよりはもつとかみくだいて児童心理に合致させわが国の發展經過を示すために右の題名とする。

(2) 対外戦争 平和国家の建設を目的とし世界平和樹立の一礎石たらんとするわが国に於て日清、日露以下の対外戦争の取扱は殊に注意する。

○中等三年用「日本の歴史」上
○中等四年用「日本の歴史」下
五学年に於ては下巻の現代史を中心として取扱ふ。

4 紀元
皇紀の算定については種々の説があるが、未だ学界の研究が十分でない実情に鑑み慎重な態度を要する。教科書では世界的立場に立つて国史理解を助けるために便宜上一応西曆を採用する。

○師範一年用「日本歴史」上
○師範二年用「日本歴史」下

2 区分

5 皇室
わが皇室の存立は国史の展開に重要な意義をもつてゐるのでこれについてはあくまでも歴史的事実に基づき慎重な態度を以て取扱ふ。

○初等用上 古代から安土桃山まで
下 江戸時代から現代まで

○近世及び現代の記述を従来よりも豊富にするため安土桃山時代を上巻にくり上げ江戸時代以後を下巻で取扱ふこと。

○中等用上 古代から室町末期まで
下 近世から現代まで

安土桃山時代を近世の始めとして取扱つてゐるが、戦国時

代及びヨーロッパ人の渡来に関しては生徒の理解を助けるため上巻の終りの部を下巻に於ても概括的に繰返した。

○師範用も略々中等用と同一である。

3 章節

古代と上代、中世、近世、現代の大単化に従い大よそ政權所在地による時代区分に準拠す。

「小みだし」をつけて児童、生徒の理解に便ならしむ。

4 文章

従来の文章記述に多かつた修飾語を除き出来るだけ素直にのみやすく記述して読解を容易ならしめようとした。

5 設問

従来やゝもすれば記憶の科目とされてゐたのに対し総合、比較、類推、批判を重んじ且つ自学、自習を促すため各章の終りに問題を添へた。

中等用及師範用には設問を附さないが、適宜教授者に於て考慮されたい。

6 挿絵

印刷の技術上少数の例にとゞめ章末に一括してのせた。教授者に於て適切な説明と適當の補充を加へることが望ましい。

7 年表

初等では簡単な二頁大として政權のうつりかはり、主なる事柄、大陸諸國の興亡等を教科書の章名と対比させ且つ歐米の重要要件についても同様取扱ふこと。

中等及び師範に於ても初等とほぼ同様である。

第五 授業の方法に関する注意

1 教科書の内容は従来より著しく豊富になつて居るから授業にあつては必ずしもこれを詳説する要はない。むしろ国史の流れを理解させるに必要な事項を重点的に授けられたい。

2 徒らに暗記を強ひることなく説話、討議、見学、作業、自発的研究等児童、生徒の理解能力を考慮してその興味を喚起するやう種々の方法をとられたい。

3 国民学校教科書に提出した問題はたゞ例示したにとゞまるものであるから教授者において適切な問題を附加せられたらう。

4 初等科六年生及び中等学校四年生の授業においては最初の数時間において新しい見方によつて従来の既習教材を整理批判することが必要である。

中等学校五年生の授業も前に準じ爾後は現代史を中心に行は

れた。

5 初等科における本年度の時間配当は一週およそ四時間として本年度中に一応終了の細目を立案せられたい。

中等学校及び師範学校に於ける時間配当に就いても本年度中に一応終了するやう計画されたい。

第六 第四学年「郷土の観察」の授業要旨

既に地理科の授業が開始されてゐるわけであるが歴史科授業再開に伴ひ次の点を考慮しつゝ実施されたい。

1 児童の直接的環境を自然的歴史的に理解させることによつて共同生活に対する認識を深めると共に未分化の状態において歴史及び地理の初歩的指導をなし上級学年の学習の素地をつくる。

2 教材の選択は児童生活に直接関係の深い周囲事象から始め学校聚落の実態調査からその社会との関係に及び更に交通産業史蹟を適宜に選定する。

3 郷土の観察は四年生において完結するものでなく全学年を通じて行はるべきものであるから最初は簡素な教材を選定して具体的に観察し処理する態度を養ふ。

4 児童が自ら興味を以て観察し考察する自発的態度を馴致し

且つ他教科と聯関を保ちつゝ發展的に理解させる。

第七 高等科国史の授業要旨

本年度は国民学校高等科においては初等科教科書「くにのあゆみ上」を用いて国史の授業を行ふ。(上は第一学年下は第二学年に當つ)この際高等児童の心理的社会的諸事情を考慮しそれぞれ実情に即した指導を要する。

特に次の諸点に特に留意せられたい。

1 高等科児童は既に初等科において旧教科書による国史教育を一応終つてゐるのであるから、新しい歴史の見方に基づいて既習事項を合理的に批判させ正しいわが国の歴史を理解させる。

2 授業に當つて「くにのあゆみ」の内容を拡大敷衍するにとゞまらず、あるひは見方かえて各時代の文化的特色を比較考察させ、また時代史のわくを外して問題史的に考察を行はせるなど歴史的思考力、判断力、批判力等の陶冶につとめられたい。

3 教材の取扱上次の二点は特に重視して詳説すべきものである。

(4) 社会経済の発展のあとを総合的に扱ひ現代の問題と結び

つけて理解せしめる。

(四) 人類文化の発展といふ世界史的立場に立つて国史の流れに即し東洋史及び西洋史の知識を併せ授ける。

「くにのあゆみ」正誤表

上巻

頁段 行 誤 正

二〇 下 一六 中尊寺 中尊寺

二一 上 一四 平治 平治

三七 上 一四 龍造寺 龍造寺

下巻

一二 上 一三 鎖国ののら 、、のち。

四六 上 一〇 大正三年の七月 、、六月

四六 下 一四 西園寺 西園寺

五〇 下 六 近衛文麿 文麿

五一 上 一七 二十年の四月 五月

年表

誤 正

一〇八九 一〇八六。

ペルリ来る ペリ。来る

ポツダム宣言 ポツダム宣言

蒙古

蒙古

(元)つづく

(神田村立神田小学校「指令綴」(昭和二十年)平塚市教育研究所蔵)

一五七 行進 徒手体操等実施に関する注意の件

通知

二十一教七八九号

昭和二十一年八月十日

教育民生部長

横浜、横須賀、川崎市長
地方事務所長殿
中等学校校長

秩序、行進、徒手体操等実施に関する件

終戦後の学校体育については昭和二十年十一月二十二日付二〇教第一、五五三号「学校体錬科教授要項(旨)ノ取扱ニ関スル件」及昭和二十一年一月十一日付二十一教第一五号「学校体錬科関係事項の処理徹底に関する件」通牒の次第もありますので夫々万全を期せられてゐることゝ存じますが、尚細部については種々疑問も生じそのため指導の上に積極性を欠いてゐる向もありますので此の際特に左記一例を送付いたしますから、更に之を参考として其の取扱に遺憾の

ないやうにして下さい。

追而体育運動実施について進駐軍関係より直接指示、注意又は指導を受けた場合は其の事実を成るべく具体的に記載し別紙記入様式により二通教育課長宛報告して下さい。

記

一 秩序運動

秩序運動として必要な命令、号令、指示、例へば「氣を付け」「休め」「右(左)向け」「廻れ右」「整頓」「番号」等は最少限度に止め、且軍事的色彩がなく愉快な氣持を与へるやうに行ふならばさしつかへない。然しそれ自体を反復訓練することは避けねばならない。

二 行進

隊列を組んでの行進は場所を移動する目的で行ふならば従来行つてみたやうな正常歩行進や、音楽に合して調子よく歩くことはさしつかへない。

然しながら隊列行進それ自体の訓練を目的として行ふことは避けねばならない。又行進間に「一二」「左―右」等と調子を唱へることは適當でない。軍隊で行つたやうな股上げ行進(速歩行進)は絶対に避けねばならない。

三 徒手体操

徒手体操は非軍事的態度で行はなければならぬ。此の意味で必要があれば全校の合同体操を行ふこともさしつかへない。

「集れ」「体操隊形をとれ」等の命令、号令、合図は行つてさしつかへない。然し軍隊式の口調や態度をとらないやうにしなければならぬ。

従つて必要あれば各種の開列(例へば片手間隔、二歩間隔、自由開列等)をすることはさしつかへない。

然しながら開列のしかたについて特別に訓練することは避けねばならない。

指導者の呼称は最少限度に用ひ然も愉快な調子で非軍事的に行はねばならない。○全員で呼称をとることはよくない。○体操に音楽を用ふることはよいことである。○新しいラヂオ体操は授業の一部として行つてよい。○合同体操を行ふ場合は画一的な形式、調子、回数等にとらはれて個人差を無視しないやうにしなければならぬ。

四 其の他

操転器、廻転器(フープ)等航空適性強化を目的として使用した器具類を学校の施設内にて使用することは適當でない。

以上は一例をあげたに過ぎないが、要は学校より軍事色を払拭することが目的であるから学校長及教職員は「軍国主義及極端な国家主義を学校より排除すべき」旨の聯合軍司令部通牒の文字のみならず、その精神に従ひ責任をもつて実施すると共に許される範囲のものについては積極的に指導することが肝要である。

様式

学校名

校長名
指導者氏名

一年 月 日

二 場所

三 指示又ハ注意等ヲナシタ進駐軍関係者ノ氏名及所属官職名

四 指示、注意等ノ具体的事例

五 右ニ関シ学校トシテトツタ具体的措置

六 其ノ他参考トナル事項

(湘南中学校「マ司令部指令綴」(昭和二十年)神奈川県立湘南高等学校蔵)

[注] 別紙に湘南中学校教員四十一名の署名、捺印がある。

一五 演劇脚本および紙芝居の検閲に関する件

通知

昭和二十二年四月十五日

高座鎌倉地方事務所長

各学校長殿

演劇脚本及び紙芝居の検閲に関する件

標記の件に関し文部省に於て左記の通り聯合軍最高司令部の承認を得た旨通牒がありましたので通知致します。

記

一 演劇及び紙芝居で教官指導の下に学校内で学生、生徒児童が自演する場合は聯合軍最高司令部民事検閲部の検閲を受け又は地方軍政府の承認を得るため脚本又は作品を提出することを要しな
す。

二 本件については県報、新聞、雑誌等の刊行物に公告発表せず問合せて対してのみ回答せられたい。

三 聯合軍最高司令部民事検閲部は東京都芝区田村町関東
ゐる。

(「聯合國軍関係通牒綴第十六号」(昭和二十年)久保田昌孝氏旧蔵 相模原市立図書館蔵)

一五 御真影奉還に関する件通牒

二十秘第一、七三九号

昭和二十年十二月二十六日

内政部長

地方事務所長
横浜、川崎市長殿
横須賀市長殿
学校長

御真影奉還ニ関スル件

今般天皇御服御制定ニ伴ヒ曩ニ各学校ニ下賜ノ今上陛下御真影ハ將來新制定ノ御服装ニ改メラルベクマタ皇后陛下御真影モ右ニ準ジ下賜相成趣ニテ従来下賜ノ御真影ハ至急奉還致ス可キ旨文部次官ヨリ通牒有之候条奉還ニ関スル措置ニ付キテハ追ツテ近日指示可致モ奉拜ニ関シテハ左記ニ依リ(遺漏ナキヲ期セラレ度)管下学校長ニ対シ遺漏ナキ様徹底方至急御手配相成度

記

- 一 奉還上遺憾ナキヤウ十分ナル準備ヲナシ置クコト
- 一 来月一月一日式場ニハ奉還スベキ御真影ハ奉掲セザルコト
- 一 拝賀式場ニ御真影ハ奉掲セザルモ敬虔真摯ノ念ヲ以テ終始シ大君ノ下愈々国家再建ノ決意ヲ鞏カラシメ相率キテ時艱克服ニ邁進スルヤウ適切ナル処置ヲ講ズルコト

(沙入国民学校「往復文書綴」(昭和二十年)横須賀市立教育研究所蔵)

一〇 国家神道神社神道に対する政府の保証支援

保全監督および弘布禁止に関する件通牒

昭和廿一年一月廿七日

足柄下地方事務所長

国民
青年 学校長殿

国家神道神社神道ニ対スル政府ノ保証支援保全及監督並ニ弘布禁止ニ関スル件

標記ノ件ニ関スル客年十二月十五日聯合軍最高司令部ヨリ政府ニ対シ指令アリタル処之ニ基ク実施要領別紙ノ通相定メラレタル趣其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有之候条之ガ措置ニ関シ万全ヲ期セラレ度此段依命及通牒候

- 一 学校(私立神道学校ヲ除ク以下同シ)内ニ於ケル神道ノ教義ノ弘布ハ其ノ方法様式ノ如何ヲ問ハス禁止スルコト
- 二 学校内ニ於テ神社参拝者ハ神道ニ関連スル祭式ノ儀式及慣例ノ舉行乃至其ノ後援ヲ為シ得ザルコト右ニ関シ特ニ左ニ留意スルコト

(一) 伊勢神宮、明治神宮等ニ対スル遙拝ハ之ヲ取止ムベキコト

(註) 宮城遙拝ハ差支ヘナシ

(二) 氏神等ニ対スル団体参拝ハ不可ナルコト